▲▽

県道（道路法第１７条第２項路線）
（市管理）

▲▽

管理建設事務所名	順位番号	路線番号	路線名	起点 （ ）内は、路線認定上の起点 終点 （ ）内は、路線認定上の終点	路線認定上の重要な経過地名	該当条項 指定（認定）年月日	区域決定年月日 供用開始年月日	総延長 (A) 重用延長 (B) 未供用延長 (C) 実延長 (D) 道路延長 (E)	橋梁 個数	橋梁 延長	トンネル 個数	トンネル 延長	道路敷 (A) 道路部 (B) 車道部 (C) 面積
桑名市	1	18	桑名停車場線	桑名市大字桑名字３０番官５９１の６番地先 （桑名停車場）		道路法 第 7条 第 5号	昭30.12.21	211.2 (A) 0.0 (B) 0.0 (C) 211.2 (D) 211.2 (E) メートル	0	0.0	0	0.0	4,569.60 (A) 4,569.60 (B) 2,173.20 (C)
				桑名市大字桑名字３０番官５７２の１番地先 （旧桑名市）		昭和 29.12.25	昭44.12.5						
伊賀市	2	56	上野大山田線	伊賀市上野丸之内５６番７地先		道路法 第 7条 第 6号	昭34.3.31	211.4 (A) 0.0 (B) 0.0 (C) 211.4 (D) 211.4 (E) メートル	0	0.0	0	0.0	4,126.11 (A) 4,126.11 (B) 2,339.94 (C)
				伊賀市上野東町２９１９番１地先		昭和 34.1.25 平成 5.4.1改正	昭34.5.19						
桑名市	3	518	長島停車場線	桑名市長島町西外面字新道東1640番地		道路法 第 7条 第 5号	昭34.5.8	886.3 (A) 0.0 (B) 0.0 (C) 886.3 (D) 875.4 (E) メートル	2	10.9	0	0.0	5,634.31 (A) 5,310.04 (B) 4,216.97 (C)
				桑名市長島町又木字熊沢158番1地先		昭和 34.1.25	昭34.5.19						
鈴鹿市	4	551	白子停車場線	鈴鹿市白子町字クルヤ６４６２の４番地先 （白子停車場）		道路法 第 7条 第 5号	昭34.5.8	329.4 (A) 0.0 (B) 0.0 (C) 329.4 (D) 329.4 (E) メートル	0	0.0	0	0.0	5,271.92 (A) 5,251.27 (B) 3,103.02 (C)
				鈴鹿市白子町字江島３３９５番地先 （県道四日市楠鈴鹿線交点）		昭和 34.1.25	昭34.5.19						
桑名市	5	613	福島城南線	桑名市大字福島字甚内512番地		道路法 第 7条 第 6号	昭50.10.31	3,918.3 (A) 57.0 (B) 0.0 (C) 3,861.3 (D) 3,836.0 (E) メートル	7	25.3	0	0.0	64,729.00 (A) 58,473.54 (B) 35,673.50 (C)
				桑名市大字江場字中野626番2地先		昭和 50.4.18 平成 14.3.29改正	昭50.10.31						
鈴鹿市	6	642	国府白子停車場線	国道２３号の交点 （鈴鹿市国府町）		道路法 第 7条 第 6号	昭34.5.8	442.2 (A) 0.0 (B) 0.0 (C) 442.2 (D) 442.2 (E) メートル	0	0.0	0	0.0	4,082.04 (A) 3,933.77 (B) 2,470.48 (C)
				鈴鹿市白子町字クルヤ６４６２の４番地先 （白子停車場）		昭和 34.1.25	昭34.5.19						

管理建設事務所名	順位番号	路線番号	路線名	起点 （ ）内は、路線認定上の起点 終点 （ ）内は、路線認定上の終点	路線認定上の重要な経過地名	該当条項 指定（認定）年月日	区域決定年月日 供用開始年月日	総延長 (A) 重用延長 (B) 未供用延長 (C) 実延長 (D) 道路延長 (E)	橋梁 個数	橋梁 延長	トンネル 個数	トンネル 延長	道路敷 (A) 道路部 (B) 車道部 (C) 面積
松阪市	7	706	東黒部早馬瀬線	松阪市東黒部町字川原４７０番の１番地先 （松阪市東黒部町） 松阪市早馬瀬町字下通３４８番２地先 （松阪市早馬瀬町）		道路法 第 7条 第 6号 昭和 34.1.25	昭34.5.8 昭34.5.19	6,200.9 (A) 31.8 (B) 0.0 (C) 6,169.1 (D) 6,125.9 (E) メートル	3	43.2	0	0.0	40,114.65 (A) 39,871.27 (B) 33,975.72 (C)
								(A) (B) (C) (D) (E) メートル					(A) (B) (C)
			合計	7路線				12,199.7 (A) 88.8 (B) 0.0 (C) 12,110.9 (D) 12,031.5 (E) メートル	12	79.4	0	0	128,527.63 (A) 121,535.60 (B) 83,952.83 (C)
								(A) (B) (C) (D) (E) メートル					(A) (B) (C)
								(A) (B) (C) (D) (E) メートル					(A) (B) (C)
								(A) (B) (C) (D) (E) メートル					(A) (B) (C)

▲▽

県道（道路法第１７条第３項路線）
（町管理）

▲▽

管理建設事務所名	順位番号	路線番号	路線名	起点 （ ）内は、路線認定上の起点 終点 （ ）内は、路線認定上の終点	路線認定上の重要な経過地名	該当条項 指定（認定）年月日	区域決定年月日 供用開始年月日	総延長 (A) 重用延長 (B) 未供用延長 (C) 実延長 (D) 道路延長 (E)	橋梁 個数	橋梁 延長	トンネル 個数	トンネル 延長	道路敷 (A) 道路部 (B) 車道部 (C) 面積
明和町	1	510	大淀港斎明線	多気郡明和町大字浜新田字大興度2648番地先 多気郡明和町大字淀字的場10の1番地先		道路法 第 7条 第 5号 昭和 34.1.25	昭34.5.8 昭34.5.19	792.0 (A) 0.0 (B) 0.0 (C) 792.0 (D) 792.0 (E) メートル	0	0.0	0	0.0	5,426.86 (A) 4,708.53 (B) 3,916.58 (C)
								(A) (B) (C) (D) (E) メートル					(A) (B) (C)
			合計	1路線				792.0 (A) 0.0 (B) 0.0 (C) 792.0 (D) 792.0 (E) メートル	0	0	0	0	5,426.86 (A) 4,708.53 (B) 3,916.58 (C)
								(A) (B) (C) (D) (E) メートル					(A) (B) (C)
								(A) (B) (C) (D) (E) メートル					(A) (B) (C)
								(A) (B) (C) (D) (E) メートル					(A) (B) (C)